

第2号議案 2025年度事業計画及び収支予算に関する件

I 2025年度事業計画

一般社団法人 日本養豚協会 2025年度事業計画

自 2025年 4月 1日

至 2026年 3月 31日

昨年、日本養豚協会（JPPA）は11年ぶりに「養豚白書」を改定し、この間に養豚生産者が経験した情勢の変化を詳細に分析した。

この10年間は養豚生産者にとって激動の時代であった。長い交渉の結果2018年に発効した環太平洋経済連携協定（TPP）により輸入豚肉の関税は10年目（2028年）に従価税が完全撤廃、重量税は50円/kgに引き下げられることとなり、関税による国内豚肉の保護は事実上なくなった。同じく2018年には26年ぶりとなる豚熱の発生が確認され、2024年度末までに97件が発生し、40万頭を超える豚が殺処分となった。これは2010年の口蹄疫で殺処分された頭数をはるかに超える規模となっている。また、飼料価格の未曾有の高騰が経営を直撃したほか、大幅な円安の進行によりあらゆる生産コストが高騰した。このような中、JPPAでは、TPP国内対策として豚マルキンの法制化、豚熱ワクチンの使用及び生産者による接種の他、豚枝肉取引規格の改正等、関係者の協力を得て、養豚生産と経営の安定のため活動してきた。2023年の養豚飼養戸数は3,370戸（2013年の61%）、飼養頭数は8,956千頭（同93%）となる一方、国内部分肉生産量は909千トン（同99%）、雌豚当たりと畜頭数は20.7頭（同110%）となっている。

養豚白書2024は、過去の分析と併せて、養豚の持続的発展の観点から今後取り組むべき課題として、「世界に類を見ない日本人の多様なニーズへの対応」、「バイオセキュリティを高めて疾病をコントロール」、「飼料要求率の改善」、「ベンチマークの活用による生産性・収益の改善」、「増加する豚肉消費に応える供給力」、「養豚のあらゆる問題解決のためチェックオフの実現」等を指摘した。

同じく昨年、政府は食料・農業・農村基本法を改正し、近年における国内外の諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保や、農業の持続的な発展のための生産性の向上などを図るといった基本的理念と施策を見直した。これに引き続き、「養豚農業の振興に関する基本方針（養豚基本方針）」を養豚振興法制定後初めて改正したほか、「家畜改良増殖目標」、「家畜排せつ物の利用の促進を促進するための基本方針」等の個別施策についても見直された。これら個別の基本方針等の改正に際し、JPPAでは上述の「養豚白書2024」の内容を含め、生産者の意見を表明し、基本方針等の内容に反映いただいた。具体的には、国産飼

料等の資源の有効活用、生産コストの低減や生産性・収益性の向上、人材の確保や作業の省力化、的確な環境対策、豚熱や慢性疾病に対する水際・地域・農場での防疫対策、豚肉の生産・消費拡大をはじめ、多くの課題と対応が基本方針等に整理されている。

JPPA では、今後、「養豚白書 2024」の指摘や「養豚基本方針」の内容の着実な実現に向けて、活動を進めていくことが重要となっている。

このような中、2005 年度においては、以下に掲げる「基本方針」に基づき、定款に定める事業実施を基本としつつ、業務を機動的かつ集中的に実施していく。

【2025 年度基本方針】

1 新基本計画・基本方針等の下で生産者のための各種施策の実現

新しい食料・農業・農村基本計画、養豚農業振興基本方針、家畜改良増殖目標、家畜排せつ物利用基本方針その他の計画・方針等の実現に向けて、各部会を中心に取組む。

特に、個々の生産者単独では対応が難しい消費者への情報提供と豚肉の消費拡大、人材育成、調査研究等の推進に向け、政府の養豚基本方針における指摘を踏まえ、広く関係者間で養豚チェックオフに対する理解醸成を進める。

2 養豚経営安定対策の強化

生産費の低減と収入の安定に向けて、養豚経営安定対策（豚マルキン）事業、配合飼料価格安定制度その他について引き続き課題を検討し、国に改善を求めていく。

3 豚熱等伝染性疾病の発生の予防

豚熱（CSF）については、飼養衛生管理とワクチンの適時適切な接種、生産者への情報発信等により、飼養豚での発生の根絶に努める。

また、アフリカ豚熱（ASF）や口蹄疫（FMD）の侵入防止のため、厳格かつ効果的な水際防疫対策の実施を求めていく。また、万一の侵入に備え農場及び野生イノシシ等での早期封じ込め態勢の整備を求めていく。

併せて、慢性疾病による事故率の低減に向け、農場防疫、地域防疫を推進する。

4 会員拡大努力と協会運営の安定

正会員・賛助会員の拡大に向け、青年部会をはじめ各部会やセミナー等の活動及び月刊誌等での情報発信を強化する。

また、道府県組織事務局による会議を開催し、新しい会費算定方法の円滑な導入等に向けて本部と地域との連携を一層強化する。さらに、会員の要請に応える活動の着実な実施のため、業務の見直しや優先順位付けをさらに進める。

【定款に定める基本事項】

- (1) 養豚経営の安定と生産力の向上に関する事業
- (2) 養豚の国際競争力の向上と後継者育成に関する事業
- (3) 豚疾病の予防及びまん延防止、撲滅に関する事業
- (4) 豚の登記・登録、育種・改良に関する事業
- (5) 豚肉の消費の維持・拡大、自給率の向上に関する事業
- (6) 養豚にかかわる情報の収集、提供に関する事業
- (7) 養豚振興についての政策要請・提案活動に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【2025 年度に実施する事業活動】

1 部会活動等

理事会の下に、総務企画部会、生産経営部会、消費流通部会、衛生・疾病対策部会、育種改良・登記登録部会、青年部会を置き、それぞれの部会の目的、課題に取り組み、その成果を公表し、必要により理事会に意見提案する。

更に、部会活動に加えて以下の業務を実施する。

- ①アニマルウェルフェア推進委員会において国の新たなAW指導指針の普及等を図る
- ②新しい食料・農業・農村基本法の下で改正される個別農業施策に関する情報を収集し、生産者の意向が反映されるよう意見を表明する。

2 その他の継続事業

- ①養豚大学校の開催
- ②豚・豚肉トレーサビリティ
- ③MA米の購入販売事業

3 豚の登記・登録、育種・改良に関する事業

国産豚肉のもととなる純粋種豚の確保対策と登録事業の推進を図る。このため、種豚導入事業の周知と積極的な活用を推進する。

国産純粋種豚改良協議会と連携して、銘柄豚認定等による純粋種豚の利活用を推進する。

(1) 種豚の登録事業 (2025 年度計画)

- 1) 本会の登録規程に基づき、次の通り登録を行う。

種豚登録	5, 000頭
子豚登記	10, 000頭

- 2) 本会の証明規程に基づき、次の通り証明を行う。

血統登記	10頭
血統能力証明	50頭
系統認定証明	2系統
系統維持施設指定証明	22施設
系統種豚証明	200頭
一代雑種豚血統証明	1, 200頭
産子検定終了証明	20頭
現場直接検定終了証明書	50頭
海外合成豚認定証明	0件
海外合成豚原々種豚場認定証明	2場
海外合成豚血統証明	10頭
肉豚証明	2, 000頭
黒豚生産農場指定証明	10場
豚輸入精液証明	500本
移動証明	1, 000頭
証明書書換	10頭
証明書再交付	10頭

(2) 認定事業の実施

豚の改良増殖を推進するとともに生産基盤の強化と登録事業の進展及び養豚場の生産環境を改善し、飼養衛生管理水準の向上と防疫対策を強化し、豚の生産効率の向上を図るため、指定種豚場認定規程、黒豚生産農場指定規程、海外合成豚原々種豚場認定規程に基づき認定事業を実施する。

- 1) 指定種豚場の認定 (36場)
- 2) 黒豚生産農場の認定 (10場)
- 3) 海外合成豚原々種豚場の認定 (2場)

(3) 登録研究会、講習会の開催

登録事業の円滑な推進と登録委員の育成を図るため、登録業務委託団体担当者会議及び登録講習会を開催する。

(4) 輸出種豚の血統証明

輸出種豚の英文血統証明書の発行を行う。

4. 補助・委託事業及びその他事業

養豚振興を推進するため次の事業を実施する。

- (1) 農林水産省 畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進のうち豚）の実施
持続的生産強化対策事業推進費補助金（アニマルウェルフェア配慮型飼養管理推進事業）の実施
- (2) (独) 農畜産業振興機構 養豚経営安定対策補完事業（種豚・精液導入、養豚農業実態調査、優良事例調査等）の実施
- (3) (一社) 日本畜産物輸出促進協会 品目団体輸出力強化緊急支援事業（豚肉輸出促進関連業務）の実施
- (4) JRL 事業
(公財) 全国競馬・畜産振興会 豚の飼料利用性育種推進事業の実施。
- (5) 国産純粋種豚改良協議会事務局の運営
「国産純粋種豚改良協議会」の事務局を引き受け、産官民一体となって実施する国産純粋種豚の改良に参画する
- (6) (一社) 日本畜産物輸出促進協会 豚肉輸出協議会事務局の運営
「豚肉輸出協議会」の事務局を引き受け、産官民一体となって豚肉の輸出促進に取り組む

5 庶務に関する事業

各県段階での組織活動強化のため道府県組織事務局会議、登録業務委託団体会議、ブロック会議等を行う。

また、これらの事業を統括する理事会を四半期に1回定期的に開催するとともに、年1回の通常総会を開催する。